



河小だより

四日市市立河原田小学校
第2号 令和3年4月8日

始業式、入学式から2日がたちました。子どもたちはとても楽しそうに過ごしています。子どもたちの適応能力には感心させられます。お子様のことで気になることがありましたら、遠慮なく、担任にご相談ください。さて、始業式、入学式では、次の3つのことを子どもたちに話しました。

- ① 「あいさつ、ありがとう、ごめんなさい」などの人と人をつなぐ言葉を大切にしてほしい。
- ② どの教科も粘り強く取り組み、努力してほしい。家で勉強する習慣をつけることも大切。将来の自分の可能性を広げるために、一生懸命授業を受けて、知識だけでなく、考える力、計画する力、振り返る力など、いろいろな力を身につけてほしい。
- ③ 自分の良さ、周りの人の良さをたくさん見つけてほしい。人はそれぞれ違う。一人一人にそれぞれ素敵などころがある。それに気づき、それを磨いて、さらに伸ばして、自分のこと、そして周りの人のことを好きになってほしい。お互いに尊敬しあえる関係を築いてほしい。

これら3つのことは、校長がこれまでの30数年間、中学校の教員として子どもたちと関わってきて、大事にしてほしいと感じてきたことです。これらのことは学校だけでは身につけません。ぜひ、ご家庭でもご協力をお願いします。



お知らせ

●児童の出席等に関する対応について

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(文部科学省通知)を受けて、出席等に関する対応が表のように変更となりました。(4, 5の扱いが変わりました)

	該当する内容	出席簿上の扱い	指導要録上の記載
1	感染判明または濃厚接触者に特定された場合	出席停止	出停○日 (新型コロナウイルス関係○日)
2	発熱等の風邪症状がみられる場合		
3	同居の家族が検査対象者となった場合		
4	本人に症状はないが、家族等に風邪症状があるため経過観察として欠席をする場合	欠席(事故欠)	事故欠 (家事都合○日)
5	本人を含む同居家族等に風邪症状はないが、感染が不安で欠席する場合		

※欠席(事故欠)となっている時でも、地域の感染状況、同居家族の症状、医療的ケアが必要な児童、基礎疾患等がある児童等の場合は、校長判断で「出席停止」とすることができる。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止における本市・本校の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わって、下記の点についてご協力をお願いします。

- (1) 健康観察表に、登校前の体温の確認、健康状態を記入していただき、毎日提出してください。
- (2) 石けん（液・泡状が望ましい）を使用した丁寧な手洗い、咳エチケットについて、学校でも指導しますが、ご家庭でもお話しください。
- (3) お子さんに発熱等の風邪症状がある場合には、自宅での休養をお願いします。
- (4) 登校後に、お子さんに不調（発熱、頭痛、倦怠感等）が起きた場合は、学校での長時間の経過観察は避け、早期に家庭に帰し、症状がなくなるまで自宅で休養するようにお願いします。
- (5) 欠席の場合は、お子さんの発熱状況や症状、受診の有無など詳細に聞き取らせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。
- (6) お子さんが、検査等を受けることになった場合は、すみやかに学校へ連絡をお願いします。休日等で学校に連絡がつかない場合は、市の専用電話に電話をしてください。

平日（学校の授業日）	7：45～18：00	河原田小学校 059-349-0056 / 059-345-5019
長期休業日 （※学校休校日を除く）	8：30～17：00	
土曜・日曜・祝日 学校休校日	9：00～17：00	市の専用電話 090-7916-0861 / 080-2642-0967

- (7) 熱中症などの健康被害が発生する恐れのある場合は、熱中症対応を優先してください。ただし、マスクを外す場合は、人との距離を保つ、近距離での話を控えるなどの配慮をご指導ください。
- (8) 学校生活で使用するマスクは、ご家庭で準備してください。ただし、学校生活中に汚損や紛失した場合等、必要に応じて学校備蓄のマスクをお渡しします。
- (9) お子さんの体調等で、心配なことがありましたら、かかりつけ医に相談してください。または、下記の施設にご連絡ください。

◎四日市市保健所（保健予防課） ☎059-352-0594 9:00～21:00 土日祝日も対応

◎三重県救急医療情報センター ☎059-229-1199 21:00～翌9:00

●三重県PTA子ども総合保障制度について

4月7日に、お子様を通じて、「三重県PTA子ども総合保障制度」の加入のご案内（黄色の封筒）を、配付しました。この保険の特徴として、新型コロナウイルス感染症と自転車損害賠償責任保険に対応していることが挙げられます。詳しくは、封筒の中身をご覧ください。

特に、自転車損害賠償責任保険についてですが、三重県内においては自転車関連事故が年々減少している一方で、他都道府県においては、自転車側に責任のある高額賠償事故が発生しています。たとえば、平成20年に神戸で起きた小学5年生児童の自転車と歩行者の衝突事故では、親に約9,520万円の賠償命令がくだされました。このような万が一のことに備え、保険へ加入をご検討ください。なお、自転車損害賠償責任保険は、自動車の保険等に含まれている場合もありますので、その内容と補償額などをご確認ください。

